# 市立小中学校の再開について

教育委員会教育部指導室

## 1 学校再開日

令和２年６月１日（月）より再開

## 2 分散登校について

（1） 当面２週間（６月１日（月）から６月１２日（金）まで）は，分散登校を実施する。

（2） ６月１５日（月）以降は，通常どおり再開を予定する。なお，感染拡大防止の観点から，引き続き分散登校を実施する必要がある場合は，６月８日の週に改めて教育委員会から学校に通知する。

## 3 授業日数の確保について

（1） 夏季休業日を短縮する。その際，臨時休業中に実施できなかった分の給食を提供し，通常時間割として授業を実施する。

① ８月７日までを授業日とし，７日を１学期の終業式とする。

② ２学期の開始を８月２４日とし，２４日を２学期の始業式とする。

（2） ７月から１２月までの原則，第２，４土曜日を振替のない土曜授業日とする。

## 4 授業時数の確保について

（1） 単元等の指導計画を見直し，予定されていた指導時数を縮小する。

（2） 使用する教材を精選し，複数の指導事項と関連させて学習する。

（3） 複数の学年間で指導する教科において，その間で指導事項が確実に指導できるよう，長期の視点で指導計画を見直す。

（4） 次の学校行事等について実施方法（日程，種目等）などを見直す。

| | |
|---|---|
| 運動会・体育祭 | 事前指導に多くの時間を要するとともに，接触を伴う練習は，感染リスクが高い状況にあることから，これまで実施してきた方法（内容，週休日開催など）による実施は中止とする。<br>ただし，時期を延期し，十分な健康・安全を確保できる状況になった場合は，平日に各学校がスポーツ大会（仮）など工夫して実施することはできる。 |
| 学芸会・学習発表会，作品展覧会，合唱祭 | 事前指導やその準備に多くの時間を要するとともに，密接した発声等を伴う練習は，感染リスクが高い状況にあることから，これまで実施してきた方法による実施は中止とする。<br>ただし，次のように実施の在り方を見直すことで実施することはできる。<br>（1） 小学校の作品展覧会については，実施方法を工夫することで感染リスクを下げることができることから，実施することはできる。また，隔年で実施している学芸会を作品展覧会に変更して実施するなど，教育課程を見直す。<br>（2） 中学校の合唱コンクールについては，これまで実施してきた方法による実施（市の施設利用等）は中止とするが，３学期以降に開催する場合は，感染状況を踏まえ，校内において工夫して実施することはできる。 |

| | |
|---|---|
| 移動教室（小学校） | 実地踏査の日程の調整や宿舎及び交通機関等との調整が困難であることから中止する。 |
| 修学旅行（中学校） | 各学校が実施の可否を判断する。ただし，キャンセル料が発生することから感染状況を踏まえつつ，早めに判断する。 |
| 宿泊を伴う学習<br>（特別支援学級） | １学期に実施するものは２学期以降に延期する。２学期以降の実施については，感染状況を踏まえて，各学校が実施の可否を判断する。ただし，キャンセル料が発生する場合は，早めに判断する。 |
| 移動教室（中学校） | 実地踏査の日程の調整や宿舎及び交通機関等との調整が困難であることから中止する。 |
| 校外学習<br>（地域学習等） | １学期中に実施予定の電車・バスなどの交通機関を利用した校外学習は，２学期以降に延期又は中止とする。１学期中の徒歩による校外学習についても同様に延期や中止を検討する。 |
| 心の劇場，連合音楽会，合同学習発表会等 | 密集，密閉，密接の回避が難しく，感染リスクが高い状況にあるとともに，日程の調整が困難であることから，今年度分については全て中止とする。<br>ただし，現時点においては，連合作品展覧会については，実施方法を工夫することで感染リスクを下げることができることから，実施する方向で検討する。 |
| 職場体験 | 関係機関等との協議を行い，通常どおり実施することが不可能であることから，中止とする。ただし，勤労観・職業観に関わる学習は計画的に実施する。 |
| 水泳指導 | 児童・生徒の健康診断が実施できないなど，十分な健康安全を確保できないことから中止とする。 |
| 学力調査<br>（国，都，市） | 全て中止とする。 |
| 体力調査(国は中止) | 各学校の任意で東京都教育委員会に申請して実施する。 |